

〈史料紹介〉

旧長州藩士・出羽家文書および内藤家文書

平 瀬 直 樹

今年度は思いがけず旧長州藩士家伝来文書の寄贈・寄託に恵まれたので、紹介しておきたい。両家の文書は、いずれも『閩閩録』に収録された文書を含んでいる。『閩閩録』は、中国地方の中世・近世史を知るうえで貴重な情報を提供してくれるが、編纂物に収録された文書は、やはり原文書の持つ情報量にはかなわない。それゆえ、研究者としては、可能な限り原文書を調査することが必要となる。他方では、より多くの原文書と対校することによって、『閩閩録』の優れた文書採録方針が確認できるはずであり、もはや原文書が残っていない大多数の家の収録文書についても、かつて存在していたことの確かさ

旧長州藩士・出羽家文書および内藤家文書

が増し、『閩閩録』の史料集としての価値がより高くなる
と考えられる。

現段階では、いずれの文書もまだ整理を施して間もないため、歴史的事実を抽出したり、『閩閩録』編纂の実状にまで踏みこむことはできなかった。しかし、整理の途上で気が付いた点を報告することによって、両家の貴重な文書の存在をアピールし、その活用を促したい。

【出羽家文書について】

平成六年八月、大阪府豊中市在住の出羽助一氏から伝来文書の寄贈を受けた。総点数は四六二点。うち中世文

書が二六点含まれ、最古のものは、南北朝時代の貞和四年(一三四八)である。『閔閔録』巻43出羽源八家に収録されている文書は八十一通であるが、そのうち現存するものは三十八通である。『閔閔録』収録・未収録ともに江戸期の文書が最も多数を占めており、これは藩主や家老から出羽家の当主の歴代に宛てられたものである。家督相続や名乗りに関するものが多いが、詳細に検討すれば、長州藩の命令伝達系統の一端が明らかにできるのであるだろうか。このほか明治時代のものも多い。

出羽家は、中世には石見国出羽(現在の島根県邑智郡瑞穂町、現地では「いづわ」と発音されている)の土豪であり、戦国時代に毛利元就に仕え、江戸時代になると長州藩士になった(階級は御手廻組)。明治維新後、当主実智は藩士から軍人になり、以後、出羽家は山口県を離れ現在に至っている。

代々の文書がよく残されており、中世から近世、近世から維新へと、武士の家の歩みが記された貴重な文書群

ということが出来る。『瑞穂町史』で引用されるなど以前からその存在は知られていたが、詳しい調査がなされたことがなかったため、今回初めてその全貌を明らかにすることができた。

寄贈者の弟にあたる出羽正氏は『出羽家古文書抄』(一九八八年)をまとめている。B5判、本文百二十四頁、付表類九頁である。私家版であるため入手が困難であるので、この書物も文書と併せて閲覧提供する。これは、正氏が、生家に伝わる古文書を解読し、内容を整理したもので、いわば、『出羽家文書』のガイドブックである。内容は大きく第一部―系譜と第二部―古文書から成り、第一部では歴代の当主の系譜について、系図および文書から判明した結果をまとめ、第二部では、古文書の中から、形態的に特徴的なもの、内容的に特徴的なものを選んで紹介している。この書物を参照することによって、『閔閔録』に収録された以外は大多数が初見である文書群について、これを整理し、内容の特徴をとらえること

の困難さが軽減された。本稿をまとめるにあたって、この書物に導かれる点が大であった。文書を閲覧される方は、併せてこの書物も閲覧されると文書群の概要を把握するのに便利である。

一、軸物のなりたちについて

出羽家文書には、五本の軸装された文書があり、ここに中世文書のすべてと近世文書の一部が収められ、かつ『閔閔録』収録文書はそのうちの三本に集中している。

このほかの文書は一紙文書が大部分である。これらの軸が形成される契機になったのは、『閔閔録』編纂の際であろうけれども、現在の形状のものになったのはどうやら『譜録』編纂の際であるらしい。というのは、軸物所収古文書の歴代当主ごとの通数を書き上げた一紙文書があるのだが、「秀就公御幼少書之御書」という毛利秀就の文書六通について注記した箇所に、「是ハ此度普録も書出不仕候事」とあり、この文書が『譜録』の編纂以後

		書き上げに見える軸とその通数		現在の軸とその通数	
F	御奉書	十七通	4	二十一通	
E	名字受領等	十五通	2	十五通	
D		元勝 五通 元盛 一通 就次 一通 秀就公御幼少書之御書 六通	十三通	1	十三通
C		祐盛 六通 元実(元祐)十六通	二十二通	なし	
B		祐房 十六通 太祐 四通 光祐 三通	二十三通	なし	
A		実祐 七通 祐忠 九通 祐直 六通	二十二通	3	二十二通

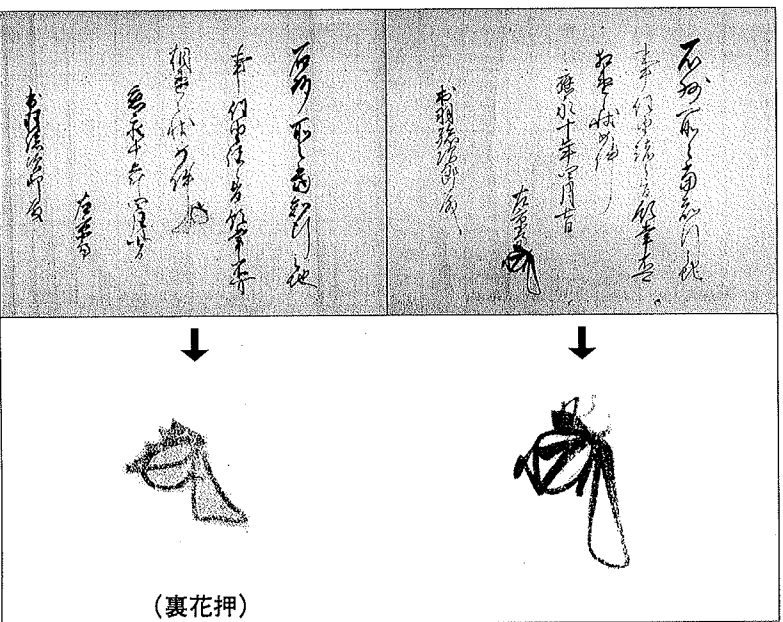
に記されたことがわかるからである。では、この書き上げがなされた段階で、どのような文書が軸装されていたのであろうか。書き上げの内容を簡略化してまとめてみた。

以上のうち、BとCの二巻はいつの頃か散逸して、残念ながら出羽家に残っていないという^②。現存するのはA、D、Fであり、これらには、『閔閔録』に収録された文書の順序に従い、1、4の整理番号を付した。そして、このほか、この書き上げが記された以後に、近世後期の文書十一通をまとめて作った軸があり、これを加えて軸物が五本となっている。それにしても惜しいことは、Bの巻は、『閔閔録』でいえば、室町幕府から宛てられた文書が集中しており、Cの巻は元就・隆元期の毛利家との交渉に関わる文書が集中していることである。特に、Cの巻は『閔閔録』収録文書の冒頭に位置し、毛利家との関係を遡る、藩士として最も重要視したと考えられる文書群であるので、これが伝来しないことの背景には何か

重要な事実があるのではないだろうか。

二、「山名氏利安堵状」について

写真を掲げた安堵状二通は同じ内容で、応永一〇年(一四〇三)に石見守護である「左京亮」(山名氏利のこと)が、出羽孫次郎(祐直)に石見国内所領の当知行を安堵したものである。一方は表に花押があり、他方は裏に花押がある。両方を比較すると、もちろん表面に花押がある方が正式であるうえ、前者の方が文字が丁寧であり、後者は前者の写しであることが明白である。しかしながら、後者には裏に何者かの証判が据えられ、しかも前者の「左京亮」の花押によく似ており、守護権力をになう者によると考えられる^③。このことから、後者は単なる控えではなく、守護の安堵に準ずる効力が与えられていると考えられる。おそらく出羽氏は、正文を持ちながら、それが紛失することを恐れ、守護の重臣から写しの文書に同等の効力を与えてもらったのではないだろうか。



(裏花押)

これら二通は江戸時代になって『閔閔録』に収録されるが、それぞれに据えてある花押については詳しい注記がなされていない^④、もちろん筆使いの違いも表現されていない。したがって、この二通の文書に関しては、原文書に含まれている情報を汲み取るのに『閔閔録』の限界性が示されたケースといえることができる。一方、『閔閔録差出原本』出羽源八家を見ると、この二通の文書は、それぞれ差出書の部分に花押影の貼紙がされ、花押の区別がされているのである。そこで、試しに『閔閔録』、『閔閔録差出原本』、『出羽家文書』の文書の対照表を作成し、かつ『差出原本』にどのような「形状の記載」がなされているかを一覧できるようにしてみた。その結果、『差出原本』では、南北朝期の石見国の守護やその被官、室町幕府側の人物の文書の場合、丁寧に花押影が取られていることがわかる。一方、毛利元就・隆元父子などの場合は、おそらく解りきっているからか花押影は取られていないが、その代わり料紙が「横紙」か「豎紙」

差出	閲覧	原文書	年月日	文書名	充先	形状の記載
1	1		享祿4年2月12日	毛利元就起請文	出羽祐盛	御縦紙
2	2		<天文11壬寅>2月16日	毛利元就書状	出羽祐盛	御縦紙
3		2-3	天文13年1月24日	毛利隆元加冠状	出羽元祐	
4	3		<天文23>10月24日	毛利元就・同隆元連署書状	出羽元祐	御縦紙
5	4		<弘治2か>6月21日	毛利元就・同隆元連署書状	出羽元祐	御縦紙
6	5		<弘治2>4月8日	毛利元就・同隆元連署知行充行状	出羽元祐	御縦紙
7	6		<弘治2>4月8日	毛利元就・同隆元連署知行充行状	出羽元祐	御縦紙
8	7		<永祿3年庚申>2月24日	毛利元就・同隆元連署書状	出羽元祐	御縦紙
9	8		<永祿3年庚申>2月24日	毛利元就・同隆元連署書状	出羽元祐	御縦紙
10	9		永祿7年申子10月23日	毛利元就知行充行状	出羽元祐	御縦紙
11	10		(元亀3)閏1月13日	毛利輝元書状	出羽元祐	
12		2-4	天正10年11月13日	毛利輝元加冠状	富永(出羽)元勝	
13	11	1-1	天正17年5月3日	毛利輝元安堵状	出羽元勝	御縦紙
14	12		<永祿5年>6月8日	毛利隆元・同元就連署起請文	出羽元祐	御縦紙
15	13	1-2	(天正2か)11月19日	足利義昭御内書	富永(出羽)元勝	御横紙
16	14		(天正2か)9月29日	足利義昭御内書	富永(出羽)元祐	御横紙
17	15	1-3	(天正2か)11月19日	真木嶋昭光書状	富永(出羽)元勝	横紙

差出	閲覧	原文書	年月日	文書名	充先	形状の記載
18	16		(天文21)7月26日	大内晴英袖証判出羽元祐軍忠状	富永(出羽)元祐	御横紙
19	17		弘治2年丙辰11月17日	毛利氏奉行衆連署打渡状	出羽元祐	縦紙
20	18	2-1	延文2年8月15日	後光厳天皇口宣案	伴富永出羽実祐	
21	19	2-2	文明7年2月22日	後土御門天皇口宣案	伴(出羽)大祐	
22	20	2-6	天正17年7月13日	後陽成天皇口宣案	豊臣(出羽)元勝	
23	21	2-5	天正17年7月13日	後陽成天皇口宣案	豊臣(出羽)元勝	
24	22	2-7	文祿3年10月2日	毛利輝元受領書出	出羽元祐(元実)	
25	23	2-8	慶長3年11月17日	毛利輝元加冠状	出羽元盛	
26	24	2-10	元和4年5月15日	毛利秀就官途書出	出羽元盛	
27	25	2-11	元和8年3月3日	毛利秀就加冠状	出羽就次	
28	26	2-12	寛永11年5月20日	毛利秀就官途書出	出羽就次	
29	27	2-13	寛永18年1月1日	毛利秀就官途書出	出羽就次	
30	28	2-14	寛永19年12月13日	毛利秀就官途書出	山川(出羽)就次	
31	29	2-15	正保2年9月9日	毛利秀就官途書出	山川(出羽)祐光	
32	30	1-6	4月28日	毛利宗瑞(輝元)書状	出羽元盛	
33	31	3-1	貞和4年9月	君谷(出羽)実祐軍忠状	(上野頼兼証判)	花押影(貼紙)
34	32	3-2	貞和4年9月	君谷(出羽)実祐軍忠状	(上野頼兼証判)	

差出	関関	原文書	年月日	文書名	充先	形状の記載
35	33	3-3	文和1年10月17日	沙弥某預ノ状	君谷(出羽)実祐	花押影(貼紙)
36	34	3-4	文和2年4月5日	足利義詮袖判下文	君谷(出羽)実祐	花押影(貼紙)
37	35	3-5	文和2年4月8日	沙弥某施行状	荒河詮頼	花押影(貼紙)
38	36	3-6	文和2年6月5日	荒河詮頼遵行状	高山行家	花押影(貼紙)
39	37	3-7	文和2年6月20日	高山行家打渡状	君谷(出羽)実祐	花押影(貼紙)
40	38		文和2年6月20日	高山行家打渡状	君谷(出羽)実祐	花押影(貼紙)
41	39	3-8	(康安元年)11月20日	勘解由小路仲光感状	出羽祐忠	花押影(貼紙)
42	40	3-9	貞治2年1月20日	勘解由小路仲光打渡状	(君谷(出羽)祐忠)	
43	41	3-10	貞治2年12月14日	将軍足利義詮御判御教書	荒河詮頼	花押影(貼紙)
44	42	3-11	貞治3年1月11日	荒河詮頼安堵状	(君谷(出羽)祐忠)	花押影(貼紙)
45	43	3-12	貞治3年7月1日	荒河詮頼遵行状	(君谷(出羽)祐忠)	
46	44	3-13	永和2年11月6日	沙弥道惠(荒河詮頼)挙状	御奉行所	花押影(貼紙)
47	45	3-14	永和5年2月3日	荒河詮頼安堵状	君谷出羽祐忠	
48	46	3-15	至徳3年12月7日	大内義弘挙状	御奉行所	
49	47	3-16	嘉慶2年12月	将軍足利義満袖判御教書	君谷(出羽)祐忠	花押影(貼紙)
50	48	3-17	明德1年8月21日	大内氏奉行人連署奉書	右田弘直	花押影(貼紙)
51	49	3-18	明德1年8月21日	大内義弘遵行状	右田弘直	

差出	関関	原文書	年月日	文書名	充先	形状の記載
52	50	3-19	明德1年10月17日	大内氏奉行人連署奉書	右田弘直	
53	51	3-20	応永5年11月	出羽祐直軍忠状	(袖証判)	花押影(貼紙)
54	52	3-21	応永10年4月7日	山名氏利安堵状	出羽祐直	花押影(貼紙)
55	53	3-22	応永10年4月7日	山名氏利安堵状	出羽祐直	花押影(貼紙)
56	54		<永享10年>2月21日	守衛・清口(重加)連署書状	出羽祐房	花押影(貼紙)
57	55		永享10年3月4日	管領細川持之奉書	出羽祐房	
58	56		<永享10年>3月29日	妙徳書状	出羽祐房	花押影(貼紙)
59	57		<永享10年>3月29日	清宗書状	出羽祐房	花押影(貼紙)
60	58		(寛正6)6月26日	細川勝元書状	出羽祐房	花押影(貼紙)
61	59		文安元年8月16日	管領島山持国奉書	出羽祐房	花押影(貼紙)
62	60		宝徳3年12月29日	管領島山持国奉書	出羽祐房	
63	61		康正2年7月13日	管領細川勝元奉書	出羽祐房	花押影(貼紙)
64	62		長禄4年9月26日	室町幕府奉行人連署奉書	出羽祐房	花押影(貼紙)
65	63		(寛正3)10月2日	細川勝元書状	出羽祐房	花押影(貼紙)
66	64		<寛正4年>4月7日	畠山政長書状	出羽和泉守	花押影(貼紙)
67	65		寛正4年4月9日	管領細川勝元奉書	出羽祐房	花押影(貼紙)
68	66		寛正4年4月9日	管領細川勝元奉書	出羽和泉守	花押影(貼紙)

差出	閲閲	原文書	年月日	文書名	充先	形状の記載
69	67		(寛正4)4月10日	山名是豊書状	出羽祐房	花押影(貼紙)
70	68		寛正6年6月25日	管領畠山政長奉書	出羽祐房	花押影(貼紙)
71	69		寛正6年10月28日	管領畠山政長奉書	出羽祐房	花押影(貼紙)
72	70		(文明3か)4月7日	山名是豊書状	出羽太祐	花押影(貼紙)
73	71		文明3年2月5日	將軍足利義政袖判御教書	碧谷出羽太祐	花押影(貼紙)
74	72		文明4年8月10日	室町幕府奉行人連署奉書	出羽太祐	花押影(貼紙)
75	73		文明8年3月18日	室町幕府奉行人連署奉書	出羽太祐	花押影(貼紙)
76	74		文明9年12月21日	室町幕府奉行人連署奉書	出羽光祐	花押影(貼紙)
77	75		8月10日	畠山尚順書状	出羽光祐	花押影(貼紙)
78	76		9月26日	畠山尚慶(尚順)書状	出羽光祐	花押影(貼紙)
79	77		延徳2年8月30日	室町幕府奉行人連署奉書	出羽宮鶴(祐盛)	花押影(貼紙)
80	78		(延徳2)10月7日	足利義政御内書	出羽宮鶴(祐盛)	花押影(貼紙)
81	79		(永正8)10月5日	細川高国書状	出羽祐盛	
82	80		天文11年7月29日	大内義隆袖証判出羽祐盛軍忠状	陶隆房	
83	81		天文18年4月22日	大内義隆袖判判物	出羽元祐	

かという区別は丁寧に記している。このように、『差出原本』は、原文書の持つ情報をできるだけ反映させようと工夫されていることがわかったので、今後、他の家の場合も、『閲閲録』と併せ見ることが大切である。原文書が残存していない場合はなおさら重要であり、原文書の形状の情報や花押の形を知ることが可能な場合がある。

【内藤家文書について】

平成七年一月、福岡県北九州市在住の内藤昭二氏なとうしやうじから伝来文書の寄託を受けたので紹介する。この家は、毛利重就の塩田開発奨励に従い、防府西ノ浦に移住したとい、昭二氏が転居するまで同地に居住し続けた。

総点数は二十三点で、うち『閲閲録』巻98内藤惣兵衛家に採録されたものが十点である。『閲閲録』に収録された文書は十三点であり、試しに『閲閲録』と内藤家文書の対照表を作成した。これによれば、『閲閲録』に収録された文書のうち現在失われているのは官途書出・加冠状

旧長州藩士・出羽家文書および内藤家文書

の類であることがわかる。1番の「毛利元就書状」は額装され特別扱いされているが、長年家の中に掲げていたらしく茶色く変色している。2〜10番の文書は一軸のうちに収められているが、装丁はかなり傷んでいる。

これら十点は、毛利氏が石山本願寺を助け織田信長と戦っていた頃のものであり、内藤六郎右衛門尉、内藤宗兵衛尉、内藤七郎右衛門尉は、毛利氏の海上軍勢力を担っていた人々であったらしい。このような興味深い文書の原文書が見つかったことはたいへん喜ばしい。

以上のほかは明治以降の文書、小学校の卒業証書や歯科医師の免許に関するものが主体をなすが、一点異色なのは所蔵者の昭二氏が昭和二〇年の春に太平洋戦争に徴兵された際の「出征激励寄書日章旗」である。

注

① 明治期の文書は実智の軍務に関するものが主体である。昇任や転勤の辞令が多数あるほか、興味深いのは、彼が日清戦争に従軍した際の日記「従軍私録 上・下」である。こ

図録 順	原文書	年月日	文書名	宛先	備考
1	1	3月19日	毛利元就書状	内藤六郎右衛門尉	現状は額装
2	2-1	<元亀4>5月9日	吉川元春書状	栗屋元種・児玉元良	2-1~8は一軸のうちに取り められている
3	2-2	<元4>(元亀4) 12月8日	吉川元春書状	児玉元良・栗屋元種	
4	2-3	<天正6>正月29日	毛利輝元書状	内藤七郎右衛門尉	
5	2-4	<天正6>3月7日	毛利輝元書状	栗屋元信	
6	2-5	<天正6>8月5日	毛利輝元書状	栗屋元種	
7	2-6	<天正8>正月16日	毛利輝元書状	内藤七郎右衛門尉	
8	2-7	<天正8>正月25日	毛利輝元書状	栗屋元信	
9	2-8	<天正8>2月1日	毛利輝元書状	内藤七郎右衛門尉	
10	2-9	<天正9>5月17日	毛利輝元書状	栗屋元種	
11		慶長14年12月13日	毛利宗瑞(輝元)官途書出	内藤元之	
12		寛永9年8月1日	毛利秀就加冠状	内藤就信	
13		寛永13年9月9日	毛利秀就官途書出	内藤就信	

れには、戦況のほか、駐屯していた朝鮮南部および中国東北地方の風俗が細かく記されている。

② 出羽正氏著書参照。

③ とりわけ『関関録』収録文書の1番、享祿四年二月二二日「毛利元就起請文」は、石見の国人高橋氏に押領された出羽の本貫の地を返付してもらうことを条件に毛利氏方に就いたという、出羽氏にとっては最も記念すべき文書であったはずである。このような中世後期の石見国の情勢と出羽氏の動向については、岸田裕之『大名領国の構成的展開』(一九八三年、吉川弘文館)第四章および第六章が詳しく。

④ 例えば、『関関録』の編纂以降で、家督相続がスムーズに行かず、藩士の証である文書(Cの巻に相当)が、同族の他の家に別に伝わるようなことが起こったかもしれない。

⑤ この「左京亮」を『関関録』は人物比定していないが、岸田氏前掲書第四章に「守護山名氏利の石見国支配」の節があり、これを参照することにより、当時の石見守護山名氏

利であることがわかった。

⑥ この点について、岸田氏から直接教示を得た。

⑦ 正文の方は「左京亮 判」(52)、写しの方は「左京亮裏二判在之」(53)と記されているだけで、花押が異なっていることが表現されていない。